# 浄水場及び親水公園設備運転管理業務委託仕様書

(公財)えどがわ環境財団

## A. 総則

### １． 目的

・ 浄水場及び親水公園・親水緑道の設備運転管理、保守点検、そして水質保持を適正かつ効率的に遂行することを目的とする。

### ２． 委託期間

平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで。

※但し、法令違反や重大な管理瑕疵がない場合、且つ、当該年度の成績を評価し、評定結果が優秀・良好の場合、次年度の契約について会計年度の予算成立を条件として継続可能とする。

ただし、継続期間は受託初年度より最長４年を限度とする。

### ３． 受託者の条件

・業務責任者の選定に係る有資格者を有し、業務に必要な人員を配置できること。

・本件業務に係る基本知識・技術・機材を準備していること。

・委託期間内常時（３６５日・２４時間）にえどがわ環境財団（以下「財団」という。）から受託者（業務責任者）に連絡・業務指示が出来る体制が確立していること。

### ４． 業務の履行

受託者は仕様書、契約書、その他関係書類、及び業務方針に基づき業務を履行すること。

（１）業務方針

①運営

・ 業務に支障がないように適時、適切な業務を計画し、それを実施する。

・ 前年度終了後の４月１日午前０時より業務履行は開始するので、それ以前に万全の準備をすること。

・ 日常運転データの記録、整理、保守点検結果及び取扱説明書等を生かし、適切な運転管理に努める。

・ 本件業務は継続業務であるので、前年受託者、後年受託者の業務に配慮するとともに区民及び財団の不利益になる行為はしないこと。

②安全管理

・ 業務中は常に細心の安全管理を行い、安全対策には十分な処置を施し事故・災害の発生防止に努める。

**③環境保全**

・　業務においては、振動、騒音、悪臭等の公害発生を防止し、区民との紛争を起こさないよう注意する。

・　施設内の清掃は適時実施し環境の保全に努める。

・　ランニングコスト等管理・運転経費の削減

**④法令等の厳守**

・　業務の履行に関連する関係法令等を遵守する。

## ５．　業務対象箇所

業務の対象箇所は、次の別紙参照のこと。

・業務対象箇所

・江戸川区親水公園・親水緑道路線図

・大杉浄水場配置図

・古川浄水場配置図

## ６．　業務書類等

・　受託者は業務の着手及び完了にあたり契約条項に定めるもののほか、次の書類を財団に提出すること。

①着手届

②業務責任者選任届

③完了届。

・　業務報告書、完了届の提出および費用請求は月間を集計し行うこと。

・　着手時及び適時に業務計画書（業務内容、連絡体制、緊急時体制、日程、環境安全対策、下請負等）を提出すること。

## ７．　業務責任者

・　受託者は本件業務の履行責任者として業務責任者を選任すること。

・　業務責任者の資格は下水道管理技術認定試験、または下水道３種検定合格者で実務経験５年以上とする。

・　業務責任者は、正社員（就業規則の適用を受け、正社員・正規職員などと呼ばれている身分の社員）として契約日の以前３カ月以上の雇用関係にある者とする。

・業務責任者の主要な職は以下のとおりとする。

①　業務の管理運営

②　従事者への業務指示

③　財団からの業務指示受託

④　連絡調整

⑤　業務報告

・以上の業務は財団の承諾を得れば、業務責任者代理が臨時に代理執行できる。
ただし、非常時等は代理執行できない。

## ８． 研修及び引継ぎ

・ 受託者は業務従事者に必要な知識取得､研修等を受けさせるとともに､業務引継ぎを行い委託期間内において業務の遂行に支障がないように準備すること。

・ 受託者は業務満了日前の財団が必要と認める期間において､次期受託者の求めに応じて技術指導等を行い､業務上取得した情報･技術も含み､円滑及び適切に業務引継ぎすること。

・これら研修・引き継ぎにかかる費用等は各受託者の負担とする。

## ９． 貸与品等

・財団は受託者が業務遂行上必要とし、現存する完成図書等を貸与する。

## １０． 巡回及び盗難等の防止

・受託者は施設への不正侵入者の防止について十分な監視に努め、必要に応じ巡回すること。また、設備機器及び工具類の盗難についても防止に努めること。

## １１． 事務室等の使用及び管理

・ 受託者は施設の一部を事務室等として使用する場合、財団の許可を受け、責任を持って管理すること。

・ 財団は受託者に古川浄水場､大杉浄水場の一部を業務に必要な事務室として使用を許可する。

## １２． 経費負担

財団及び受託者は、業務に必要な次の経費を負担する。

（１） 財団の負担

・ 電話、電気、水道等の公共料金。

・ 浄水・水質管理、設備運転に必要な支給品（薬品、ろ材、燃料)。

（２）受託者の負担

・ 電話料金（大杉浄水場・古川浄水場代表電話の２回線のみ）

・ ガス料金（事務室台所用）

・ 受託者が自ら使用する計器・備品・事務機・事務用消耗品・制服等。

・ 設備運転管理や各種業務または施設使用に必要な消耗品、安全対策器具類、工具類測定器具類。

・ 運転監視の誤操作や設備保守点検の不備による機器等の破損､故障および第三者に及ぼした損害により生じた必要経費｡ただし､受託者の責に帰さない場合は､この限りでない｡

・ 大杉浄水場にＦＡＸ設備、ＰＣメール設備を整え財団との連絡体制を充実させること。

## １３． 請求・支払、他

・ 支払内訳書のとおり契約金額を分割して請求・支払いをする。

・ 業務において車両を使用する場合は「ディーゼル車規制の遵守」をすること。

・ 本契約の準備･履行において知り得た情報は財団の許可なしに本業務以外に使用してはならない。

### １４． 緊急保守点検業務

財団が認める緊急保守点検業務が発生した場合は別途に契約する「浄水場及び親水公園設備緊急保守点検業務委託：単価契約」により、財団指示により対応し、協議のうえ費用を請求すること。緊急保守点検業務とは本件（総価契約）の仕様外の関連業務を効率的かつ緊急に履行するための業務で、主な想定業務は次のとおり。

・基本業務時間外の施設・設備の運転管理業務。
・水中ポンプ故障・異常時の引上げ保守点検業務。
・ポンプ消耗品取替の保守業務。
・ポンプ制御盤故障表示・発生に係る点検・復旧業務。
・水質異常時の採水・検査業務。
・気象悪化、異常潮位時の対応業務。

なお、プロポーザル準備時点で詳細内容の確認が必要な場合は財団に参考資料の提示依頼をすること。

### １５． 疑義

契約に際し疑義内容等がある際は、質問、確認等をすること。

## Ｂ． 業務要領

### １． 業務日、時間

受託者は次のとおり業務すること。

（１）業務日

・業務委託期間の全日とする。

（２）業務時間

・８時３０分から１７時１５分を基本業務時間とする。ただし、遠方監視の補助業務は委託期間内の常時とする。

### ２． 業務計画

・受託者は各種業務内容、方法、日程、従事者予定等を計画すること。

### ３． 業務報告書類等

・受託者は業務の履行にあたり報告書類を遅滞なく財団に提出すること。
書式等は財団と協議の上作成すること。内容は前年度書類を踏襲・参考とすること。
提出数は１部とし、年報等の書類は財団にて読み取り出来る形式の電子データでも提出すること。

### ４． 簡易修繕

・受託者は業務で発見した不良箇所のうち、標準工具、材料（消耗品程度、予備品、財団支給品）等を用いて業務従事者により修繕が可能なものについては、速やかに行うこと。

## ５． 各種業務要領

・受託者は別紙の記載事項及び参考添付した報告書類の内容に沿って各種業務を行ない、業務報告書を作成し財団に速やかに報告すること。

要領は次のとおり。

４－１.施設・設備運転管理業務の要領：親水公園

４－２.水の広場及びじゃぶじゃぶ池管理業務の要領：親水公園

４－３.水質調査業務の要領：親水公園

４－４.保守点検業務の要領：親水緑道

## ６． 別契約（別業者）の関連業務

別契約（別業者）の主な関連業務は次の件名等で業務対象箇所が重複するので相互に協力して業務を履行すること。詳細については契約後において財団に確認すること。

ポンプ設備保守点検業務委託

制御盤緊急保守点検業務委託

自家用電気工作物保安業務委託　　... 等

### ４－１．施設・設備運転管理業務の要領：親水公園

・ 親水公園は河川等より取水を行い年間常時において水路流水を行っている。小松川境川親水公園・古川親水公園は３～９月の期間（多少の前後あり）に河川水をろ過器等にて浄化し流水している。それらに係る、施設・設備の運転管理業務を行うこと。

・基本業務時間外は業務対象施設の無人を図り、設備自動運転による対応とする。

1.遠方監視・中央制御

・遠方監視、中央制御装置は、大杉浄水場を基点として古川親水公園、小松川境川親水公園一之江境川親水公園の各浄水場・ポンプ場等に設置されており、各種設備・水路の遠方監視（運転状態、故障、異常等）、中央制御（ポンプ運転、弁類開閉等）ができる。

・受託者は遠方監視及び中央制御装置により、親水公園の流水が適正かつ機能的に行われるように業務時間内において監視及び制御に係る業務をすること。対象箇所は別紙参照のこと。

・監視装置と連動している異常警報連絡機能を備えた携帯通報装置を貸与するので、遠方監視補助業務として委託期間内の常時に行うとともに、緊急時の初期対応をすること。

2.運転管理・保守点検

・受託者は各施設・設備の機能、操作を十分理解し、運転が適正かつ機能的に行われるように管理すること。それらにより水質、水量の管理も併せて行うこと。

・浄水場概要

| 施設名 | 施設能力(m3/日) | 平均処理量(m3/日) | 敷地面積(㎡) |
| --- | --- | --- | --- |
| 大杉浄水場 | ２３，０００ | 5,000～6,000 | 約６２０ |
| 古川浄水場 | １０，６００ | 4,000～5,000 | 約１７５ |

・受託者は設備故障等を未然に防止するとともに、各種機器の機能を十分に発揮するために、以下の設備保守点検等を年４回以上行うこと。

| 番号 | 内容 | 1 | 2 | 3 | 4 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 運転管理点検 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 2 | 吐出バルブ調整 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | A |
| 3 | 陸上ポンプグランドパッキン調整 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | B |
| 4 | バルブピット室点検 | ◎ | | ◎ | | C |
| 5 | 循環配管吸排気弁点検 | | ◎ | | ◎ | D |
| 6 | 制御盤内部簡易除塵。 | | ◎ | | ◎ | |
| | | | | | | |

備考

A．限定箇所：小松川境川親水公園第２ポンプ場・中央森林公園池ポンプ所

B．限定箇所：小松川境川親水公園第１・２ポンプ場

C．限定箇所：小松川境川親水公園第２ポンプ場・香取橋下流ポンプ所、一之江境川親水公園１・２・３・４ポンプ場

D．限定箇所：一之江境川親水公園循環配管に７箇所点在

※備考の限定箇所表記なき項目は全対象箇所

・次の書類を作成するとともに、その内容の業務を実施し報告すること。

| 古川親水公園 | |
|---|---|
| 番号 | 書類名 |
| 1 | 古川浄水場・稲荷中継ポンプ場月間業務実施計画表 |
| 2 | 古川浄水場・稲荷中継ポンプ場月間業務実績表 |
| 3 | 古川浄水場日常点検（運転）日誌 |
| 4 | 稲荷中継ポンプ場日常点検（運転）日誌 |
| 5 | 古川浄水場・稲荷中継ポンプ場月間運転管理実績表 |
| 6 | 月間運転管理実績表 |
| 7 | 古川浄水場・稲荷中継ポンプ場月別運転管理実績 |
| 8 | 古川浄水場月別薬品管理実績 |
| 9 | 古川浄水場空洗ブロワー運転時のデータ収集表（定期業務） |
| 10 | 古川浄水場・稲荷中継ポンプ場絶縁抵抗測定記録（定期業務） |
| 11 | 稲荷樋門点検報告書（定期業務） |
| 12 | 月間親水ポンプ設備運転記録 |
| 小松川境川親水公園 | |
| 番号 | 書類名 |
| 1 | 大杉浄水場月間業務実施計画表 |
| 2 | 大杉浄水場月間業務実績表 |
| 3 | 大杉浄水場日常点検（運転）日誌 |
| 4 | 大杉浄水場月間運転管理実績表 |
| 5 | 大杉浄水場月別運転管理実績 |
| 6 | 大杉浄水場月別水質管理実績 |
| 7 | 大杉浄水場月別薬品管理実績 |
| 8 | 大杉浄水場逆洗ブロワー運転時のデータ収集表（定期業務） |
| 9 | 大杉浄水場絶縁抵抗測定記録（定期業務） |
| 10 | 大杉浄水場月例点検簿（定期業務） |
| 11 | 大杉樋門点検報告書（定期業務） |
| 12 | 月間親水ポンプ設備運転記録 |
| 一之江境川親水公園 | |
| 番号 | 書類名 |
| 1 | 月間水補給での運転記録 |
| 2 | 月間通過モードでの運転記録 |
| 3 | 月別通過モード時間 |
| 4 | 月別水補給時間 |
| 5 | 月間親水ポンプ設備運転記録 |

## ４－２　水の広場及びじゃぶじゃぶ池管理業務の要領：親水公園

・小松川境川親水公園は３月から９月まで河川水をろ過器等にて浄化し流水している。一之江境川親水公園は特定箇所（３箇所）を夏期（６～９月）に上水に切替えてろ過機等にて浄化し流水している。それぞれ夏期（６～９月）には小松川境川親水公園は「水の広場」として、一之江境川親水公園は「じゃぶじゃぶ池」として運用される。
・受託者は親水公園内の水路一部に敷設されている「水の広場」・「じゃぶじゃぶ池」の運転管理、設備保守点検、水質・水量点検調査、調整をすること。
・水路に設置されている保全スクリーンに付着したゴミ等は、管理上問題が発生すると予見した場合は財団に報告もしくは除去すること。
・小松川境川親水公園の浄化流水期間において第１・３ポンプ場に塩素注入設備が設置されているので適時に運転管理、設備保守点検、支給品（薬品）の手配等をすること。

### １．日常管理

次の書類を作成し、報告すること。

・水の広場日常管理業務報告書
・月別運転管理実績

また、支給品（薬品・珪藻土）の手配連絡・納品立会い・移動をすること。

表）水の広場管理業務箇所等

| 期間 | 点検周期 | 箇所 | 特別管理 |
|---|---|---|---|
| ６月～９月 | 毎日 | 小松川境川親水公園（第１ポンプ場）<br>小松川境川親水公園（第３ポンプ場） | |
| | | 一之江境川親水公園（上流水の広場）<br>一之江境川親水公園（中流水の広場）<br>一之江境川親水公園（下流水の広場） | 対象 |
| 注意：財団の指示により若干の期間・回数変更がある場合がある | | | |

表）水質管理における水質基準

| | 項　　目 | 基　準　値 |
|---|---|---|
| 1 | 水素イオン濃度 | ｐＨ5.8～8.6 |
| 2 | 濁　度 | 三度以下 |
| 3 | 遊離残留塩素濃度 | 0.4mg／Ｌ～1.0 mg／Ｌ |

２．特別管理：一之江境川親水公園水の広場

夏期開始前（５月)、終了後（１０月）に設備保守点検をすること。

次の作業も併せて行い、業務記録写真、報告書を提出すること。

・ろ布の分解点検清掃（５月限定)。

洗浄、目詰り・破損の点検、ろ布交換（状態の悪いものを５枚以上、製造者指定品、受託者用意)。

・コンプレッサー点検・保守（清掃等)。

・機器内水抜き（１０月限定)。

・薬品タンク水抜き・薬品充填（５月限定)、水張り（１０月限定)。

・水位計感知部点検清掃。

・室内清掃。操作盤内清掃。

・流水路弁類切替作業（夏期開始直前・終了直後）

上流水の広場は１０月下旬の地域まつりでろ過器を運転し、まつり終了後切替する。

３．備考

水中ポンプ・薬注ポンプはオフシーズン（１０～４月）において月２回以上試運転により、機能不全を防止すること。（４－１運転管理・保守点検業務として実施）

## ４－３　水質調査業務の要領：親水公園

・受託者は水路の水質状況把握のために月初旬に水質調査を行い、運転管理等に資すること。
・調査箇所・項目は次表のとおりとし、業務記録写真、報告書を提出すること。
・報告書には調査結果を前年度・各月などと比較した考察を記載すること。
・本業務管理上の問題が原因で異常結果となった場合はその考察及び同月に再調査をすること。

表）調査箇所・項目

| 路線名 | 番号 | 箇所名 | 所在地 | 採水箇所・方法 | 項目 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 共通項目 | ＳＳ | ＢＯＤ | ＤＯ | 大腸菌群MPN法 | |
| 古川親水公園 | 1 | 古川浄水場【原水】 | 江戸川６－４９ | マンホールより直接採取 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2 | けやき公園前（上流滝ポンプ所） | 江戸川６－４４ | 河川より直接採取 | ○ | | | | ○ | |
| | 3 | 古川管理詰所前（下流滝ポンプ所） | 江戸川６－４０ | 河川より直接採取 | ○ | ○ | | | ○ | |
| 小松川境川親水公園 | 4 | 大杉浄水場【原水】 | 大杉３－２５ | 取水槽より直接採取 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 5 | 大杉浄水場【滅菌水】 | 大杉３－２５ | 採水口より直接採取 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 6 | 大杉浄水場【処理水】 | 大杉３－２５ | 採水口より直接採取 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 7 | 東小松川管理詰所前（第３ポンプ場） | 松島２－３９ | 河川より直接採取 | ○ | ○ | | | ○ | |
| | 8 | ボックスカルバート | 西小松川町１ | 水槽路より直接採取 | ◆ | ◆ | ◆ | ◆ | ◆ | |
| | 9 | つり池入口（第６ポンプ場） | 東小松川３－３ | 河川より直接採取 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 一之江境川親水公園 | 10 | 上流水の広場 | 一之江１－１７ | 河川より直接採取 | ▲ | | | | ▲ | |
| | 11 | 境橋上流（第２ポンプ場） | 一之江５－２ | 河川より直接採取 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ★ |
| | 12 | 中流水の広場 | 一之江６－１８ | 河川より直接採取 | ▲ | | | | ▲ | |
| | 13 | 新大橋通り上流（第３ポンプ場） | 一之江６－５ | 河川より直接採取 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ★ |
| | 14 | 下流水の広場 | 船堀５－８ | 河川より直接採取 | ▲ | | | | ▲ | |
| | 15 | 陣屋橋上流（第４ポンプ場） | 船堀６－１０ | 河川より直接採取 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ★ |
| | | | | | | | | | | |
| 説明 | 共通項目：日時、天候、気温、水温、外観、臭気、ｐＨ、残留塩素、透視度、特記事項 | | | | | | | | | |
| | ○：５月、６月、７月、８月、９月に月１回の採水調査<br>■：５月、７月、８月に月１回の採水調査　◆：６月、９月に月１回の採水調査<br>▲：６月、７月、８月に月１回の採水調査（浄水使用時） | | | | | | | | | |
| | ★：５月・７月・９月は循環モード時、６月、８月は通過モード時に採水調査 | | | | | | | | | |

## ４－４　保守点検業務の要領：親水緑道

・受託者は設備故障等を未然に防止するとともに、各種機器の機能を十分に発揮するために以下の項目による設備の保守点検等を年間４回以上行うこと。
・故障・異常を発見、予見した場合は、必要に応じた処置、報告、協議、提案をすること。対象箇所・設備は別紙参照のこと。
・運転記録点検は、電子データにて報告すること。
・対象定月以外は運転記録点検を財団にて実施するので、相互にデータを転送、内容確認をすること。

| 番号 | 内容 | 1 | 2 | 3 | 4 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 運転記録点検 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 2 | 吐出バルブ調整 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | Ａ |
| 3 | 陸上ポンプグランドパッキン調整<br>ヘアキャッチャー内部清掃 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | Ｂ |
| 4 | 井戸揚水量検針 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | Ｃ |
| 5 | バルブピット室点検<br>自動バルブ設備点検 | ◎ | | ◎ | | Ｄ |
| 6 | 制御盤内部簡易除塵 | | ◎ | | ◎ | |
| | | | | | | |

備考
Ａ：限定箇所：下小岩親水緑道（第１・２・３ポンプ所)、親水さくらかいどう（第２ポンプ所)、葛西親水四季の道（第３ポンプ所)、西小岩親水緑道（第１・２ポンプ所)、鹿本親水緑道（第１・３ポンプ所)、上小岩親水緑道（第１・３ポンプ所)、本郷用水親水緑道（取水・第１ポンプ所)、東井堀親水緑道（第２ポンプ所)
Ｂ：限定箇所：葛西親水四季の道（長島陸橋第１・２ポンプ所)
Ｃ：限定箇所：下小岩親水緑道（第３ポンプ所)、親水さくらかいどう（第１ポンプ所)、西小岩親水緑道（第１ポンプ所)、鹿本親水緑道（第１ポンプ所)
Ｄ：限定箇所：葛西親水四季の道（千種取水・蒲島ポンプ所)、興農親水緑道（第１ポンプ所)、左近川親水緑道（左近取水所)、本郷用水親水緑道（本郷取水所)、椿親水緑道（椿ポンプ所)、宿川親水緑道（宿川ポンプ所)

※備考の限定箇所表記なき項目は全対象箇所
※ピット室作業時は開口部に安全要員により安全確保をすること。